

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められることなどから、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善を支援することを目的とする。

(事業実施)

第2条 本事業は令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日付老発 0238 第3号厚生労働省老健局長通知、以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「大分県補助金交付規則」（昭和43年4月1日、大分県規則第27号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設等)

第3条 本事業の補助対象事業及び補助対象事業所・施設は、国実施要綱3（1）アに規定する事業所・施設とする。

2 事業の実施主体となる者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 本事業の対象経費は、国実施要綱3（1）イに規定する令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービス提供では想定されないかかり増し費用を補助する。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次により算出する。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次のア及びイの方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

ア 対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額のみを除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額。

イ 国実施要綱別添3により算出した基準単価

(2) なお、国実施要綱3（1）ア（ア）及び（ウ）の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別に協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 本事業による補助金の交付を希望する者は、下記の経費を要した期間に応じて、補助金交付申請・実績報告・請求書に係る書類添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日に要した経費
 - ア 交付申請・実績報告・請求書(様式1)
 - イ 申請額・実績額一覧(様式2)
 - ウ 個票(様式3)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 令和5年4月1日から令和5年5月7日に要した経費
 - ア 交付申請・実績報告・請求書(様式6)
 - イ 申請額・実績額一覧(様式7)
 - ウ 個票(様式8)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (3) 令和5年5月8日から令和5年9月30日に要した経費
 - ア 交付申請・実績報告・請求書(様式9)
 - イ 申請額・実績額一覧(様式10)
 - ウ 個票(様式11)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (4) 令和5年10月以降に要した経費
 - ア 交付申請・実績報告・請求書(様式12)
 - イ 申請額・実績額一覧(様式13)
 - ウ 個票(様式14)
 - エ その他知事が必要と認める書類

- 2 大分県補助金交付規則(以下、規則)第12条に規定する実績報告は、前項の(1)又、(2)、(3)又は(4)の様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、様式5によるものとする。

2 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 本補助金の交付請求は、第6条の補助金交付申請及び実績報告に併せて、第6条1項(1)、(2)、(3)又は(4)の様式により、請求するものとする。

(補助金に係る消費税等仕入れ控除額の報告)

第9条 本補助金の交付申請に際し、予め、補助対象経費から消費税額等相当額を控除した額を補助金所要額として交付申請し、補助金の交付決定を受けた場合は、補助金に係る消費税等仕入れ控除額の報告は要しないものとする。

(附則)

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する
(附則)

改正後の要綱は、令和5年4月1日から適用する
(附則)

改正後の要綱は、令和5年5月8日から適用する
(附則)

改正後の要綱は、令和5年10月1日から適用する